



1. はじめに♪

7月に入りいよいよ夏本番の暑さになってきました。皆さんも夏バテにはどうかご注意ください。

「エチュード♪」ではご無沙汰していました。知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川浄宗です。

今回と次回のレッスンでは、知財ビギナーの皆さんが、知財財産法の『名演奏家』を目指すという本稿の初心に帰って、知的財産権あるいは知的財産法の全体像を理解するのに有用と思われる2件の判例を紹介します。

今回は、知的財産権の1つである「著作権」と民法が規定する「所有権」の違い、そして著作権の保護期間が満了した後の所有権のはたらきについて述べた最高裁判所の昭和59年1月20日の判決「顔真卿自書建中告身帖事件」を見てみましょう。

本件はだいぶ昔の判例ですが、今もその先例的な意義(輝き☆)は失われていません。そして、数ある知的財産法の判例の中でも、おそらく最も堅苦しい事件名であると思います(笑)。

皆さんには、本稿を通じて知的財産権に共通する「無体物性」という特徴をご理解いただき、知的財産法の「マスター」にまた一步近づきましょう。

2. 知的財産権と所有権♪

まず、知的財産権と所有権は、どちらの権利の持ち主も、それぞれの権利の客体を他人からの干渉を排除して自分が独占的に利用できる「排他的支配権」であるという点で共通しています。

しかし、所有権による支配の対象は、物理的に空間の一部を占める形を備えた存在である「有体物」ですが、知的財産権による支配の対象は、アイデアや表現といった形を備えた存在ではない「無体物」である点で異なります。

例えば、画家のP氏が有体物であるキャンバスに無体物である絵を表現して絵画αを制作したとしましょう。

絵画αにはP氏の所有権も著作権も及ぶこととなりますが、前者はキャンバスを支配する権利として、後者は表現としての絵を支配する権利としてお互いに無関係に併存しているのです。

ここでP氏が、絵画αの所有権を画商のQ子に譲渡したとします。所有権と著作権は無関係に併存する権利ですから、所有権を譲渡したからといって著作権も一緒に譲渡したことはありません。したがって、絵画αの著作権は、Q子ではなくP氏が引き続き持っていることとなります。

そうすると、Q子は絵画αの有体物(キャンバス)としての側面について、「自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利」を持つこととなりますから(民法206条)、絵画αの他人への貸し出しなどを自由に行えます。

しかし、Q子は絵画αの無体物(絵)としての側面を支配する著作権を持っていませんので、著作権者であるP氏の許諾を受けることなく、絵画αを画集に収録して販売することなどはできません(著作権法21条・26条の2)。

一方で、P氏は、著作権を持っていますので、所有権を持っているQ子に特に許可を得ることなく、絵画αを画集に収録して販売することなどを自由に行えます。



しかし、P氏はもはや絵画 α の所有権を持っていませんので、絵画 α をやっぱり自分の手元に置きたくなったからといってQ子の画廊から黙って持ち去るようなことはできないのです。

ただ、絵画 α に併存している所有権と著作権が衝突してしまう場合もありますので、著作権法は2つの権利を調節するための規定も置いています。

例えば、絵画 α を美術館などで展示することができるのは、本来は著作権者であるP氏ですが（著25条）、その所有者であるQ子はP氏の許諾を受けることなく展示できるとして（著45条1項）、著作権と所有権の間のバランスを取っているのです。

そして、知的財産権と所有権の間には、時間的な制限があるか否かについて大きな違いがあります。

まず、所有権は、その客体が存在している限り、永久に存続する権利であって、時間的な制限はありません。

一方、知的財産権には一般に時間的な制限があり、著作権であれば原則として作者の死後50年を経過すると消滅してしまいます（著51条2項）。

P氏も絵画 α を全くのゼロから制作するわけではなく、過去の画家が制作した絵画をある程度は利用して制作していると考えられます。そうであれば、P氏の絵画 α も未来の画家が絵画を制作する際に自由に利用できるように、いつかは「公有」にすべきだからです。

よって、絵画 α に関しては、P氏の死後50年を経過すれば、P氏の持っていた著作権は消滅し、Q子の持つ所有権だけが残っていることになります。

先ほどのように、P氏の持つ著作権が存在しているのであれば、Q子の持つ所有権では絵画 α の無体物としての側面を支配できないのは当然です。

しかし、P氏の持っていた著作権が消滅したとき、Q子が自分の所有権に基づいて、他人が絵画 α を画集に収録して販売することを制限するなど、絵画 α の無体物としての側面も支配できるようになるのが問題になります。

今回紹介する判例は、このような知的財産権と所有権がそれぞれ支配する対象は何かという重要な問題について、明確な区別を付けたのです。

3. この事件のあらすじ

原告Xは、故人Aが収集した唐の時代（8世紀）における中国の著名な書家である「顔真卿」の真筆である「顔真卿自書建中告身帖」（「自書告身帖」）などの書を所蔵し、その展示および複製の許可などを行う財団法人です。

被告Y₁は主に書道に関する図書の出版および販売を行う出版社であり、被告Y₂はY₁社の代表者です。

Y₁は、昭和55年に「自書告身帖」を収録した和漢墨宝選集第24巻「顔真卿楷書と王樹臨書」（本件書籍）と題する書籍を発行しました。

ところで、昭和の初期に、Aは故人Bに対して、Aの所有する「自書告身帖」を直接撮影して写真乾板を作製すること、そしてこの写真乾板を使用して「自書告身帖」の複製物を製作し、頒布することを許諾していました。

この時にBが作製した写真乾板は、その後Cが相続し、そしてY₁がCから譲り受けて、本件書籍を製作する際に使用しました。

Xは、Yらによる「自書告身帖」の複製は、Xの許諾を受けずに行われたものであり、Xの有する「自書告身帖」の所有権を侵害したとして、Yらに対し、本件書籍の販売の差止めおよび本件書籍における「自書告身帖」の部分の廃棄を請求したのがこの事件です。

4. この判決の内容

1. 著作権と所有権の関係

この判決のポイント

「美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。

そして、美術の著作物に対する排他的支配権能は、著作物の保護期間内に限り、ひとり著作権者がこれを専有するのである。

そこで、著作物の保護期間内においては、所有権と著作権とは同時に併存するのであるが、所論のように、保護期間内においては所有権の権能の一部が離脱して著作権の権能と化し、保護期間の満了により著作権が消滅すると同時にその権能が所有権の権能に復帰すると解するがごときは、両権利が前記のように客体を異にすることを理解しないことによるものといわざるをえない。

著作権の消滅後は、所論のように著作権者の有していた著作物の複製権等が所有権者に復帰するのではなく、著作物は公有（パブリック・ドメイン）に帰し、何人も、作者の人格的利益を害しない限り、自由にこれを利用しうることになるのである。

したがって、著作権が消滅しても、そのことにより、所有権が、無体物としての面に対する排他的支配権能までも手中に収め、所有権の一内容として著作権と同様の保護を与えられることになることとはできないのであって、著作権の消滅後に第三者が有体物としての美術の著作物の原作品に対する排他的支配権能をおかすことなく原作品の著作物の面を利用したとしても、右行為は、原作品の所有権を侵害するものではないというべきである」

2. 著作権消滅後の所有権のはたらき

「保護期間の満了後においても第三者が美術の著作物の複製物を出版すると、所論のように、美術の著作物の原作品の所有権者に対価を支払って原作品の利用の許諾を求める者が減少し、原作品の所有権者は、それだけ原作品によって収益をあげる機会を奪われ、経済上の不利益を受けるであろうことは否定し難いところであるが、第三者の複製物の出版が有体物としての原作品に対する排他的支配をおかすことなく行われたものであるときには、右複製物の出版は単に公有に帰した著作物の面を利用するにすぎないのであるから、たとえ原作品の所有権者に右のような経済上の不利益が生じたとしても、それは、第三者が著作物を自由に利用することができることによる事実上の結果であるにすぎず、所論のように第三者が所有権者の原作品に対する使用収益権能を違法におかしたことによるものではない」

「更に、博物館や美術館において、著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収し、あるいは写真撮影するのに許可を要するとしているのは、原作品の有体物の面に対する所有権に縁由するものと解すべきであるから、右の料金の徴収等の事実、所有権が無体物の面を支配する権能までも含むものとする根拠とはなりえない。

料金の徴収等の事実は、一見所有権者が無体物である著作物の複製等を許諾する権利を専有することを示しているかのようにみえるとしても、それは、所有権者が無体物である著作物を体現している有体物としての原作品を所有していることから生じる反射的效果にすぎないのである。

若しも、所論のように原作品の所有権者はその所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利をも慣行として有するとするならば、著作権法が著作物の保護期間を定めた意義は全く没却されてしまうことになるのであって、仮に右のような慣行があるとしても、これを所論のように法的規範として是認することはできないものというべきである」

3. 結論

「これを本件についてみるに、……Yらの右行為は、Yらが適法に所有権を取得した写真乾板を用いるにすぎず、Xの所有する自書告身帖を使用するなどしてXの自書告身帖に対する排他的支配をおかすものではなく、Xの自書告身帖に対して有する所有権をなんら侵害するものではないといわざるをえない」

5. 実務への指針

この判決の意義は、知的財産権の保護期間が満了する前後を問わず、所有権では無体物を支配することはできないとした点にあります。

特に、知的財産権が消滅した後に、所有権の対象になっている物について、その無体物としての側面を利用したとしても、所有権の侵害にはならないと明確に述べた点が重要です。

先ほどの例でいえば、P氏の持っていた著作権が消滅したとしても、Q子の持つ所有権では、やっぱり絵画αの無体物としての側面を支配できませんから、他人が絵画αを画集に収録して販売することを制限できないのです。

確かに、誰でも自由に絵画αを出版できるようになれば、Q子の画廊に入場料を支払って絵画αを見にくる人が減ってしまうといった何らかの不利益がQ子には生じるかもしれません。

しかし、それは絵画αの著作権が消滅したため、誰でも自由にその利用ができるようになったという著作権の消滅による二次的な結果にすぎません。

他人がQ子に無断で絵画αを持ち去って画廊に展示し(使用)、画廊の入場者から入場料を取り(収益)、他人に売ってしまった(処分)わけではないので、所有権の侵害ではないのです。

ここで、皆さんは「おやっ!？」と思われるかもしれません。つまり、絵画αを見るにはQ子の画廊に入るための入場料が必要です。そうすると、Q子は絵画αの無体物としての側面も支配しているような気がしますね。

しかし、Q子の画廊に入場料を支払わずに絵画αを見ようとすれば、(ルパンのように)Q子の画廊に無断で侵入して絵画αを盗み出さなければなりません。これはもちろんQ子の持つ所有権の侵害になりますよね(オマケにICPOのあの人まで出てきそうです)。

つまり、Q子への入場料の支払いは、所有権による事実上の効果にすぎないのであって、所有権が著作権のように絵画αの無体物としての側面も支配しているからではないのです。

また、先ほど述べたように、他人の創作に役立てるようにP氏の持つ著作権を消滅させて絵画αを公有としたにもかかわらず、なおQ子の持つ所有権が及ぶとすれば、著作権をはじめ知的財産権に時間の制限を設けた意義はほとんどなくなってしまいうでしょう。

6. おわりに♪

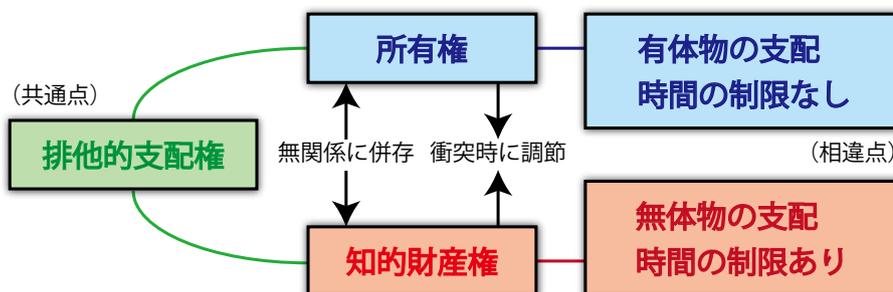
最初に述べたように、知的財産法は無体物に対する支配を規整するための法律ですから、知的財産法によってその無体物の自由な利用が認められているならば、原則として他の法律によって制限されることはありません。

ですから私たちは、著作権の保護期間が既に満了した絵画αの出版といった知的財産権の効力が及ばない無体物の利用であれば、これを自由に行えるはずだといったように、自分の行為が他人の権利によって制限を受けるか否か、はっきりと分かるのです。

もし、知的財産権の効力が及ばない無体物の利用であるにもかかわらず、なおも所有権といった他の権利によって制限されるとすれば、私たちは自分の行為が他人の権利によって制限を受けるか否かが分からなくなり、不安定な状況になってしまいますよね。

今回のレッスンのように、所有権と対比してみると知的財産権が「グッ」と分かりやすくなります。それでは皆さん、今回もお疲れさまでした!

【ひと目で分かる知的財産権と所有権のポイント】



中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設、知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。ラフマニノフのピアノ協奏曲を聴くと、中指の長さが12cmもあったとされる彼自身のピアノ演奏なら、戦慄する迫力だったと思う。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp>
E-mail : customer@ipagent.jp